

## (8) 広域的自治体としての役割

行政の担うべき役割は、福祉・保健・医療サービスを直接提供することから、地域の現状やニーズを把握し、地域の特性等に応じた政策により、多様な提供主体から構成される地域のサービス提供システム全体を調整することへと変化しています。これを踏まえて東京都は、都全体を視野に入れた「広域的なシステム全体の調整者」として、サービスの提供を直接に担う人材や地域の多様な活動主体に対して、財政面や技術面からの支援、新たな仕組みづくり、指導検査等、様々な形で働きかけ等を行い、都全域における「ニーズとサービス提供の調和」を総合的に図っていきます。

### 区市町村の主体的な施策展開の支援

区市町村が地域特有のニーズを捉え、地域の多様な社会資源を活用して施策を展開できるよう、広域的・専門的な視点から、区市町村の施策展開を支援していきます。

### 福祉保健区市町村包括補助事業（都の包括補助制度）

区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして実施する福祉・保健・医療サービスの各分野における事業を支援しています。  
(福祉保健局総務部企画政策課)

#### ■福祉保健区市町村包括補助事業の補助対象（例）

- 高齢社会対策区市町村包括補助事業
  - ・生涯現役社会に向けたシニアの社会参加推進事業
  - ・見守りサポーター養成研修事業
  - ・認知症普及啓発事業
- 障害者施策推進区市町村包括補助事業
  - ・区市町村ヘルプマーク活用推進事業
  - ・障害者地域生活移行・定着化支援事業
  - ・区市町村発達障害者支援体制整備推進事業
- 医療保健政策区市町村包括補助事業
  - ・がん検診精度管理向上事業
  - ・災害医療計画策定支援事業
  - ・飼い主のいない猫対策
- 地域福祉推進区市町村包括補助事業
  - ・福祉サービス第三者評価の実施
  - ・成年後見活用あんしん生活創造事業
  - ・情報バリアフリーに係る充実への支援
  - ・心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援
  - ・スキルアップ・定着支援推進研修事業
- 子供家庭支援区市町村包括補助事業
  - ・子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業
  - ・病児保育促進事業
  - ・子供家庭支援センター事業
  - ・ひとり親家庭地域生活サポート事業
  - ・要支援家庭の早期発見・支援事業

### サービスの信頼確保と質の向上への取組

多様な事業者・医療機関等が提供するサービスの中から、利用者・患者が安心してサービスを選択し利用するためには、サービス内容の情報提供や相談機能、契約締結支援、サービス評価・苦情対応などの支援が必要です。東京都は、関係各法に基づき、迅速・的確に権限を行使することにより、適正なサービス提供を促すとともに、サービスの質の一層の向上に向けた取組を推進しています。

### 社会福祉法人の認可・運営指導

都内に主たる事務所を置く社会福祉法人の設立認可等は、社会福祉法人が一つの区市の区域内で事業を実施する場合は区長・市長が行い、複数の都道府県又は複数の区市あるいは町村の区域で事業を行う場合は都知事、事業を実施する区域が2以上の地方厚生局にわたり、かつ、全国を単位として事業が行われる等の場合は、厚生労働大臣が行っています。

また、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人の経営改善及び悪質な法令違反を行う法人の解消に向けた対策を講じ、法人運営の適正化を図っています。  
(福祉保健局指導監査部指導調整課)

## 社会福祉法人・施設等に対する指導検査

国、区市町村、関係機関と連携を図りつつ、事業者が法令を遵守し、適正なサービスを提供することはもとより、事業者を育成し、サービスの質が更に向上するように、指導検査を行っています。多様な検査手法の活用などにより、多くの事業者を対象として効果的かつ効率的に実施するとともに、不正や不適切な事例には迅速に対応を図っています。

(福祉保健局指導監査部指導調整課)

## 指定市町村事務受託法人

公益財団法人東京都福祉保健財団が、介護保険法並びに障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定市町村事務受託法人として、区市町村が行う実地指導の一部を担っています。

この受託法人の稼働により、区市町村では実地指導の体制整備・強化を、都ではより重点的かつ効果的な指導検査への取組を図っています。

(福祉保健局指導監査部指導調整課)

## 福祉情報総合ネットワーク (とうきょう福祉ナビゲーション)

福祉サービスの利用者が自分のニーズにあったサービスを選ぶことができるよう、選択に必要な情報を提供する仕組みです。

ネットワークでは、高齢者、障害者、子供家庭など各分野について、サービス提供事業者やサービス内容及びサービス評価に関する情報などを提供しています。また、必要な情報を簡単に探すことができるよう「東京の福祉オールガイド」というガイドページを整備しています。ホームページの作成に当たっては、だれもが情報を入手できるようユニバーサルデザインに配慮するとともに、FAX などの様々な方法で情報提供を行っています。

HP <http://www.fukunavi.or.jp/>

携帯電話

<http://mobile.fukunavi.or.jp/fukunavi/keitai/>

FAX サービス 03-6911-4717

音声案内 03-6911-4719

(福祉保健局総務部企画政策課)

## 民間社会福祉施設サービス推進費補助

民間社会福祉施設の創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図っています。

○民間社会福祉施設に対する「第三者評価の受審」と「経営情報公開」の義務化

利用者サービスの更なる向上を促進するとともに、施設運営の透明性を確保するため、下記の事項をサービス推進費の全額補助の要件としています。

- 1 都独自の第三者評価を少なくとも3年に1度は必ず受審し、結果を公表（受審しない年は、「利用者に対する調査」を実施）
- 2 施設の財務情報等（収入・支出、サービス推進費の状況等）を毎年度公表

(福祉保健局総務部企画政策課)

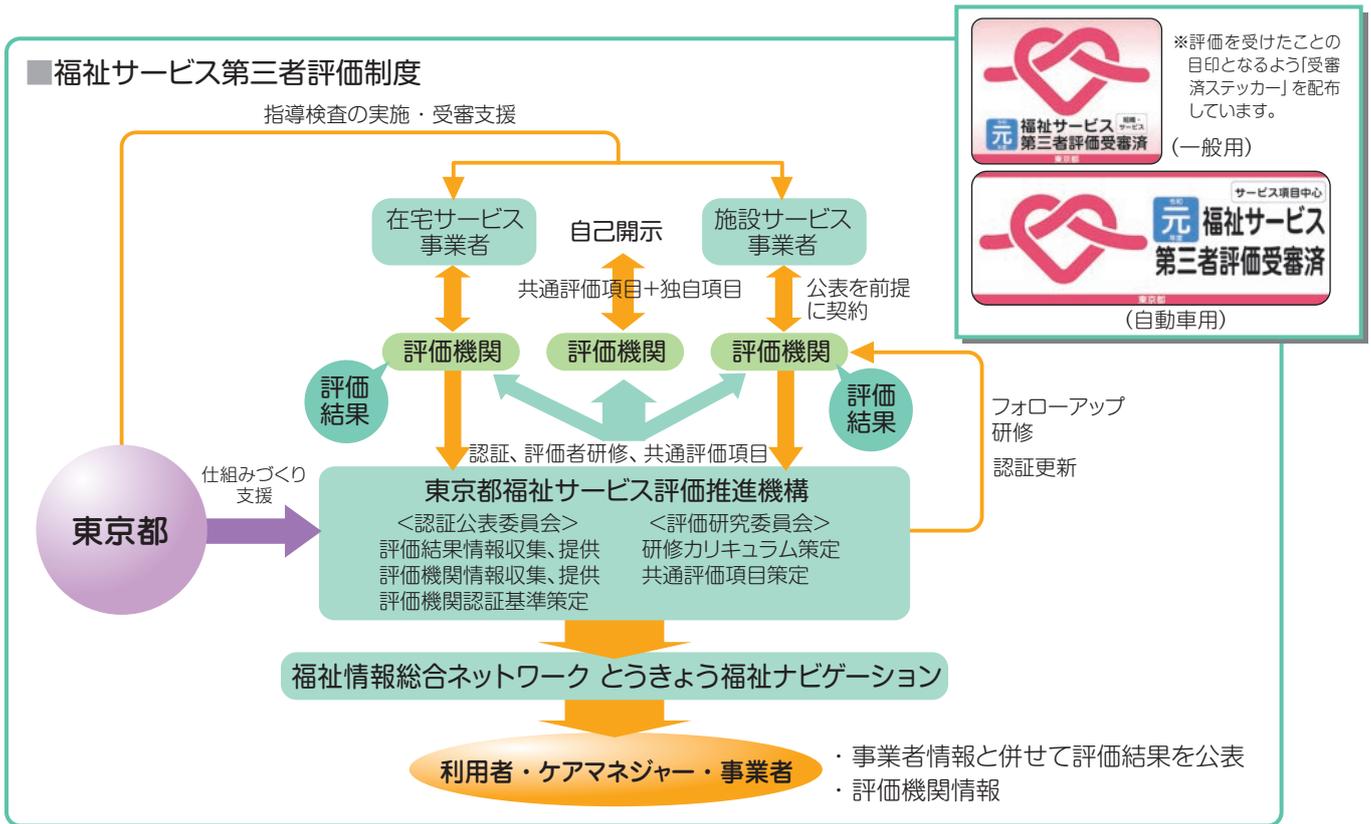
## 福祉サービス第三者評価制度

都における福祉サービス第三者評価制度は、専門的な知識を持ち中立的な第三者である多様な評価機関が、事業者と契約を締結し、サービスの内容、組織のマネジメントの力等の評価を行い、その結果を公表する仕組みです。

利用者は、評価結果情報を活用して事業者やサービスを比較し、選択することができます。また、事業者も自らのサービスのレベルや事業経営の課題などを把握し、改善に着手することが期待できます。

都では、公益財団法人東京都福祉保健財団に「東京都福祉サービス評価推進機構」を設置し、平成15年度から福祉サービス第三者評価を本格実施しています。引き続き、評価制度の更なる普及、定着を図っていきます。

(福祉保健局指導監査部指導調整課)



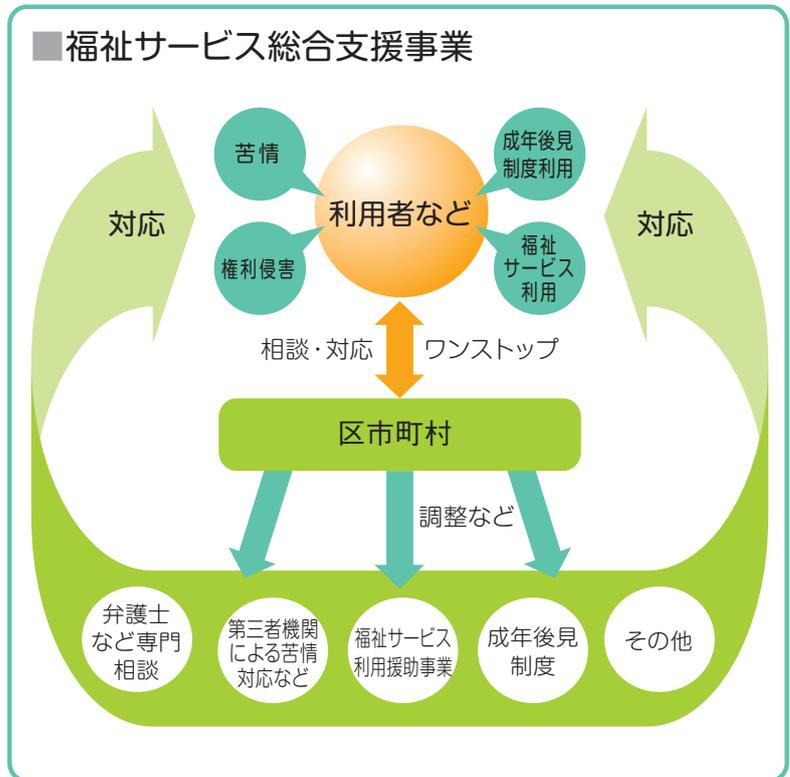
### 福祉サービス総合支援事業

福祉サービスの利用者などに対する支援を、住民に身近な区市町村が総合的・一体的に実施するため、①福祉サービス利用に際しての苦情、判断能力が不十分な方々の権利擁護相談、成年後見制度の利用相談に一体的に対応、②判断能力が不十分な方々、要支援・要介護高齢者、身体障害者に対する福祉サービス利用援助、③苦情や権利擁護相談に対応する第三者機関などの設置の補助を行います。

#### ○苦情対応の仕組み

福祉サービス利用者からの苦情は、相談者にとって身近で、事業者とも調整しやすい区市町村が中心となり、関係機関と連携をとりながら対応しています。また、東京都社会福祉協議会に設置されている福祉サービス運営適正化委員会でも相談に応じえています。

(福祉保健局生活福祉部地域福祉課)



## 成年後見活用あんしん生活創造事業

認知症や知的障害・精神障害などにより判断能力が十分でない方々が地域で安心して暮らすためには、福祉サービスの利用や財産管理などをサポートする「成年後見制度」の活用が重要です。制度の積極的な活用を図るため、区市町村における「成年後見制度推進機

関」の設置・運営などを支援するとともに、都も制度の普及・促進に取り組んでいます。

(福祉保健局生活福祉部地域福祉課)

